

令和8年度 高齢者インフルエンザ予防接種(定期接種)について

★接種を希望される方は、裏面の注意事項（説明書）をよく読み、効果および副反応について、十分に理解されたうえで接種を受けてください。

★75歳以上の方は、令和8年10月から新しいワクチンが選択可能となる予定でしたが、国の方針により定期接種への導入が見送られることとなりました。令和8年度のインフルエンザ定期接種は例年通り実施いたします。

1 定期接種対象者：仙台市に住民票のある方で、次の(1)、(2)のいずれかに該当する方

※原発避難者特例法の対象となる地域から避難され、届出をしている方も対象となります。事前に予診票をご準備いただく必要がありますので、各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課または予防企画課にお問い合わせください。

(1) 接種日時時点で65歳以上の方

(2) 接種日時時点で60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方または、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（身体障害者手帳1級相当程度）

2 接種期間・回数：令和8年10月1日(木)から令和9年1月31日(日)までの間に1回

登録医療機関等詳しくはこちら⇒



3 接種場所：仙台市の高齢者インフルエンザ予防接種登録医療機関

- ・予約が必要な場合がありますので、あらかじめ登録医療機関に電話などでご確認ください。
- ・仙台市外にある宮城県広域化予防接種登録医療機関での接種を希望される場合は、事前に予診票をご準備いただく必要がありますので、各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課または予防企画課にお問い合わせください。

4 持ち物：自己負担金 1,500円・マイナンバーカード等の本人確認書類

※ 上記1(2)に該当する方は、身体障害者手帳をお持ちください（交付されている場合のみ）。

5 自己負担金免除について：下表に該当する方は、確認書類を登録医療機関に提示してください。

(注意)提示がない場合は免除にはなりません。また、後日に提示した場合でも、返金することはできません。

対象者区分	確認書類
生活保護世帯に属する方	生活保護費支給票 ※仙台市以外から生活保護を受給している場合は、生活保護受給証明書等
市民税非課税世帯に属する方 (本人宛ての通知書に限ります)	令和8年度仙台市介護保険料決定通知書 ※「市町村民税非課税世帯」の記載があるものに限る。 ・65歳以上の方に市の介護保険担当課から6月に送付されています。 ・令和8年度中に65歳になる方は、誕生日の前日が属する月の翌月中旬頃に、市の介護保険担当課から送付されます。 ・介護保険料決定通知書をお持ちでない方（紛失した方含む）は、以下の「確認通知書」をご準備願います。 ・予防接種の自己負担金免除のために、介護保険料決定通知書の再発行はいたしません。 確認通知書 ※仙台市認定欄に「自己負担金免除対象者です」と記されたものに限る。 ・接種前に以下のいずれかの方法により予防企画課への申請が必要です。 【電子申請】市ホームページの申請ページから申請できます。 (左の二次元コードからアクセス可能) 【郵送・窓口での申請】申請書(※)を記入し、予防企画課あてに申請 (※市ホームページからダウンロードできるほか、各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課または予防企画課で受け取ることもできます。)
 個人の申請	 施設等(団体)の申請
中国残留邦人等支援給付制度受給者	同制度の本人確認証

(裏面へ)

高齢者インフルエンザ予防接種を受ける前に(説明書)

- ★インフルエンザは感染力が強く、症状は普通のかぜに比べて高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等の全身症状が強く、気管支炎や肺炎等を合併し、重症化することもある病気です。
- ★インフルエンザワクチンは、発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに一定の効果があるとされています。
- ★接種を受ける法律上の義務はありませんが、接種を希望される場合は、下記の注意事項をよく読み、十分に理解された上で接種してください。接種にあたってはご本人の意思確認と署名が必要となります。

1. 一般的注意事項

- ・予防接種を受ける前に、必要性や副反応についてよく理解しましょう。
- ・接種を受けてからインフルエンザに対する免疫がつくまで2週間程度かかり、効果が十分に持続する期間は約5カ月間とされています。
- ・気になることや分からないことがあれば、担当の医師や看護師等におたずねください。
- ・説明を受けても十分に理解できない場合は、接種をお控えください。

2. 予防接種を受けることができない方、接種に注意が必要な方

接種できない方	接種に注意が必要な方
● 明らかに発熱している方 ● 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方 ● インフルエンザワクチンに含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがある方 ● その他、予防接種をすることが不適当な状態と医師が判断した方	● 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患等の基礎疾患がある方 ● 過去にけいれんを起こしたことがある方 ● 免疫不全と診断された方、近親者に先天的免疫不全症の人がいる方 ● 予防接種で接種後2日以内に発熱又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある方 ● 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患のある方 ● 薬の投与または鶏卵、鶏肉、その他鳥由来のもので皮膚に発疹が出たり、体に異常をきたしたことがある方

3. インフルエンザワクチンの副反応、予防接種を受けた後の注意事項、健康被害救済制度について

主な副反応 (厚生労働省ホームページより)	注射部位：発赤、腫脹、疼痛 その他：発熱、頭痛、悪寒、倦怠感
--------------------------	-----------------------------------

- ・接種後30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。
- ・接種当日は、激しい運動は控え、接種部位を清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。
- ・予防接種の副反応による健康被害は、極めて稀ですが、不可避免的に生ずるものです。定期接種により、健康被害が生じたものと厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済制度の給付の対象となります。

4. 他のワクチンとの接種間隔

- ・医師が必要と認めた場合には、他のワクチンと同時接種することができます。

<お問い合わせ先>

仙台市総合コールセンター「杜の都おしえてコール」

☎ 022-398-4894

[受付時間] 8:00~20:00(年中無休)

(土曜・日曜・祝休日・年末年始(12月29日~1月3日))は17:00まで

※個人情報に関わるお問い合わせや専門的な内容は担当部署にお取り次ぎいたします

英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語にも対応



●よくある質問と回答(FAQ)は

こちらの二次元コードをご覧ください